

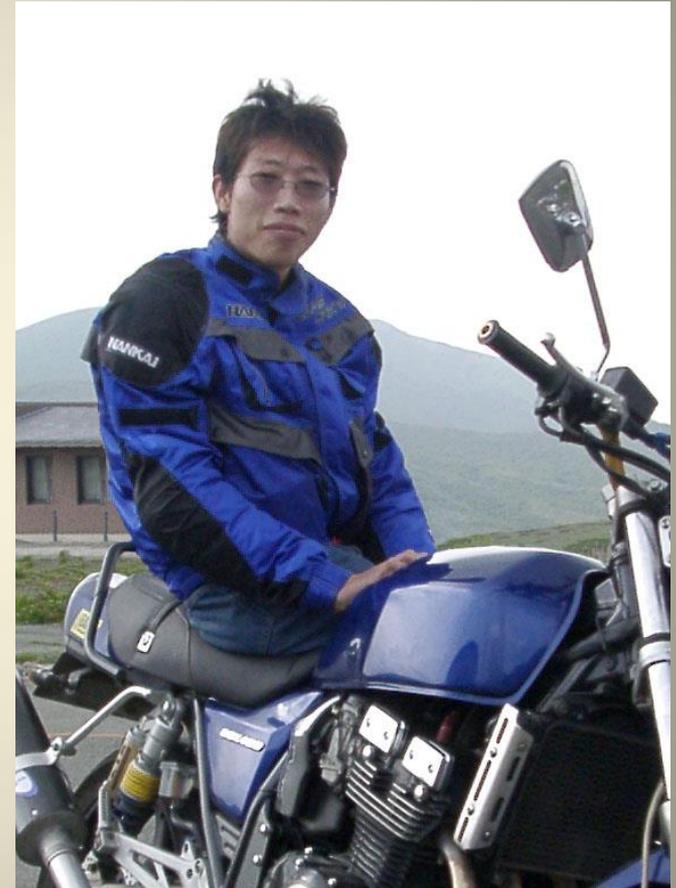
飲酒運転による
交通事故発生件数
全国ワーストワン（当時）の
福岡県を危惧し私達がした事

氏名 松原道明 所在 福岡市西区

御年 68 歳で年金暮らし
妻一人 + 二匹のトイプードル

息子の事

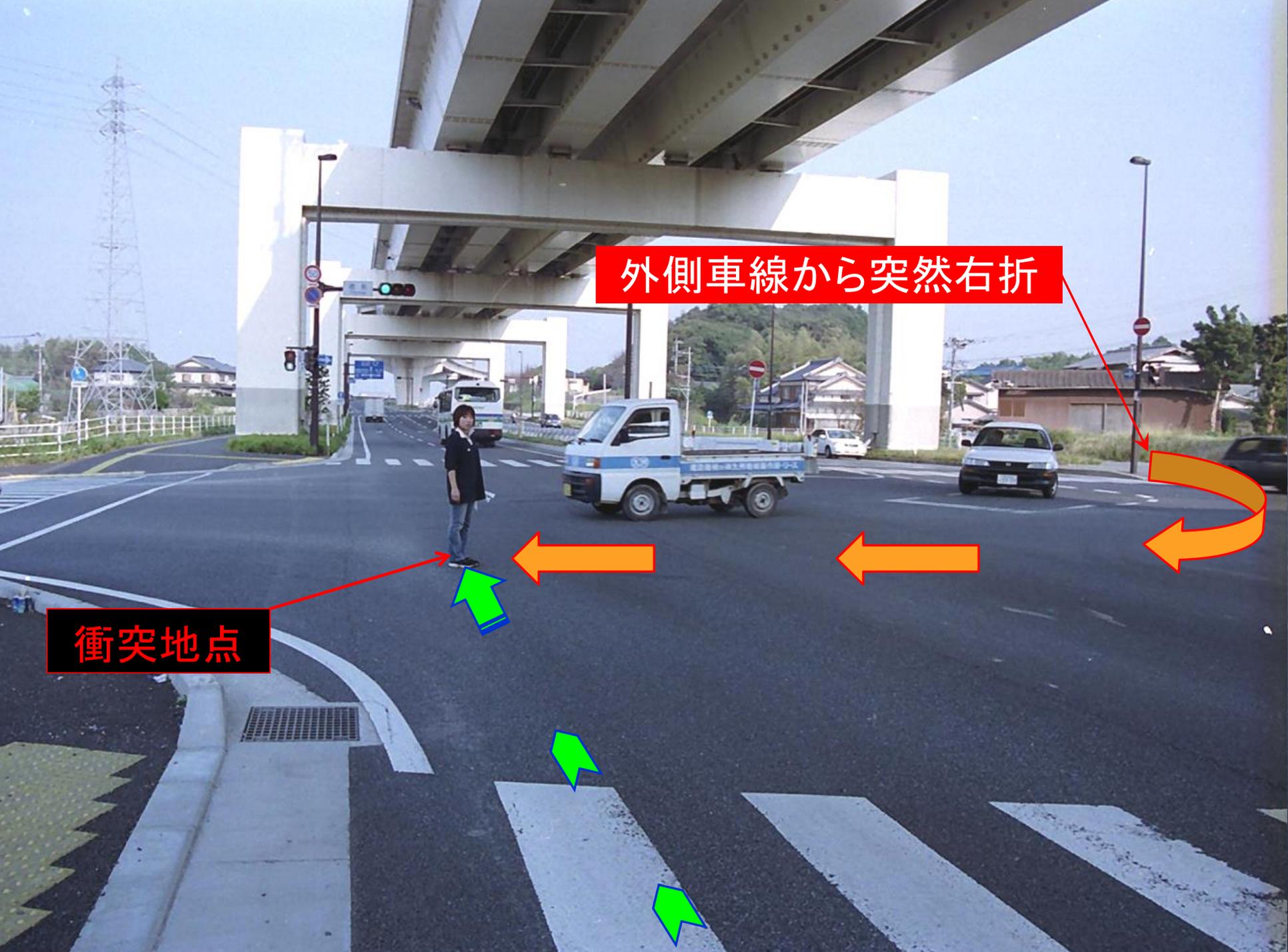
2004年11月2日午後 9 時半頃
仕事を終えバイクで帰宅中
片側 3 車線の外側車線を走行
交差点を直進中
飲酒運転の対向車が外側車線
から突然右折
その車両に衝突し命を失う



松原和明 享年 31 歳

外側車線から突然右折

衝突地点



交通犯罪の刑事裁判を経験

司法が、如何に被害者や遺族に対し

『人としての心』を持っていないかを痛感

⇒ 法律を変えなければ

⇒ 高石さん達の署名活動に参加

⇒ 全国を飛びまわり署名を集める

⇒ 『自動車運転死傷行為処罰法』

⇒ 過失運転致死傷アルコール等影響

発覚免脱罪

逃げ得を無くすための法律

当時の福岡県の状況

★ 2006年8月25日・・福岡市東区の海ノ中道大橋で当時の福岡市職員による飲酒運転で幼子3名が亡くなる

⇒ 飲酒運転根絶の機運が高まり始める

遺族である糸島市の大庭さんと出会い生命のメッセージ展に参加

⇒ 2007年11月 生命のメッセージ展 In 前原市 開催 (遺族主催)

⇒ 2008年11月 生命のメッセージ展In福岡 開催 (青年会議所主催)

⇒ 2009年12月 ミニ生命のメッセージ展In福岡県庁(継続中)

⇒ 2010年11月 ミニ生命のメッセージ展In福岡市役所&キャンドルナイト開催

(メッセージ展のみ継続中)

機 運 低 下

汚名を記録

⇒ 平成22年 飲酒運転による事故発生件数 ⇒ ワーストワン

平成23年2月
福岡県粕屋町で飲酒運転により
山本寛大君と皆越隼人君
高校生の生命が奪われる
事件が発生

何とかせん
といかん!!

平成24年3月 福岡県知事と福岡市長宛 (大庭さんとの連名)

『飲酒運転による被害者や遺族をこれ以上出さないために』
『要望書を提出』

趣旨

福岡県民及び行政各組織が一丸となり、飲酒運転を無くすために『現実味ある対策』を至急実施して頂きたく要望する

趣旨のポイント

遺族による活動 ⇨ 『限界』がある

⇨ 行政や遺族を含み力強い啓蒙活動の推進

⇨ 警察による強力かつ継続的な取り締まりが不可欠

要望の内容

1. 飲酒運転をした者の**家族にも責任**がある
2. 自動車の製造メーカー拠点
⇨ **インターロック等の装置開発** 依頼
3. **啓蒙活動** の実施
4. 免許試験場で酔っぱらいメガネ ⇨ **飲酒運転の疑似体験**
5. 「生命のメッセージ展」の開催 ⇨ **命の大切さ** を伝える**教育**

提出後、県からの連絡や動きなし



山本さんを介して県議に相談



要望書提出後 5 か月

平成23年8月 議長宛に陳情書提出

飲酒運転撲滅に関する陳情

大庭・山本・松原の連名



議員提案により条例制定を目指す超党派

陳情の趣旨

- ・ **飲酒運転による事故発生件数**
 - ⇒ **ワースト2の大阪とわずか一件**
- ・ **飲酒できる成人人口比で比較**
 - ⇒ **福岡の発生率は大阪の1.72倍**
- ・ 『**生命の授業**』（大庭氏）⇒ **高校生のアンケート**
 - ⇒ **「人間は生き返ることが出来る」**
 - ⇒ 『**生命の重みに関する教育が必須**』
 - ⇒ 『**飲酒運転の絶滅**』を図るための対策
 - ⇒ 『**生命の重み**』を知らしめる活動

9項目を記述した陳情書を提出

平成23年9月 県議会における調整会議に出席

小佐井准教授・大庭・山本・松原

⇒ 陳情書提出の趣旨・提案内容について質疑を受ける

平成24年2月 県議会で山本さんが講演

平成24年3月 県条例が成立

内容 ⇒ 多少の問題点 ⇒ 三年ごとの見直し



条例成立
が最優先

平成24年3月公布

実績

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
事故発生件数	337	257	185	171	153
ワースト順位	1位	2位	10位	9位	11位
検挙件数	1,711	1,822	1,581	1,241	1,191

撲滅活動推進員訪問(28名) 18, 122事業所

飲酒運転撲滅活動アドバイザー (25名) 110回 19, 000人

飲酒運転撲滅宣言企業の登録 20, 000⇨23, 078事業所

飲酒運転撲滅宣言の店の登録 2, 500⇨4, 000⇨4, 284店

26年8月末時点

依存症に関する受信・報告義務者発生件数

受診努力・・・1, 966名 (不確認)

受信・報告義務・・・25名 報告済・・・12名

実態の調査が必要

受診しやすくする

平成26年10月 県条例見直し調整会議

出席 小佐井准教授・大庭・山本・松原

- 検診義務 ⇨ **初回から検診**を義務付 (H27.09.21施行)
- 酒気帯びではあるが罰則対象外者(0.15未満)⇨ 是正プログラム
⇨ その家族に対しても支援・協力する努力義務
- 受診義務者の履行促進 ⇨ **医療機関の拡大**(一般の医療機関を含む)
(H27.04.01施行)
- **教育の強化** ⇨ 教員に対する条例及びアルコールの健康障害など
- 通報義務の拡充 ⇨ **全県民に通報努力**・特定事業者(**交通誘導警備業** 自動車運送業・道路管理業務従事者など)

平成27年3月 改正県条例成立

県 条 例

国の法律では届かないところをカバー

⇒ **目の前や足元で発生しようとしている犯罪をくい止める**

アルコールによる体への影響

⇒ **依存症・肝臓や脳の萎縮**

⇒ **アルコールの 正しい飲み方等**

飲酒は長い歴史 ⇒ 簡単には止められない

⇒ **子供からの教育**

『永続的な活動』

ご清聴ありがとうございました